

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契100
- (2) 調達件名及び数量 大阪大学学内文書等運送業務 一式
詳細は別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
ただし、契約期間満了の日の2ヶ月前までに発注者又は受注者のいずれかから文書をもって本契約を終了する旨の通知がないときは、引き続き1年間延長するものとし、以降においても同様とする。なお、契約の全期間は令和5年3月31日を越えないものとする。
- (4) 実施場所 国立大学法人大阪大学 吹田・豊中・箕面地区

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学 財務部契約課 契約総括係
電話 06-6879-4004
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和2年3月13日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書

調達番号： 財契100

調達件名： 大阪大学学内文書等運送業務 一式

見 積 金 額 1日あたり 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電話番号

※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。

※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。

※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書(案)

請負の表示 大阪大学学内文書等運送業務 一式

請負代金額 1日あたり金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学理事 中谷 和彦 と 受注者 との間において、上記の請負(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 受注者は、業務の実施にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。
- 第5条 契約期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日とする。ただし、契約期間満了の日の2ヶ月前までに発注者又は受注者のいずれかから文書をもって本契約を終了する旨の通知がないときは、引き続き1年間延長するものとし、以降においても同様とする。なお、契約の全期間は令和5年3月31日を越えないものとする。
- 第6条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第7条 受注者は毎月の業務完了後、完了報告書及び請求書を財務部契約課契約総括係に提出するものとする。
- 第8条 請負代金は毎月支払うものとし、業務完了確認後、業務実施日数に請負代金額を乗じた額を当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第9条 本業務において、受注者の責に帰すべき事由により損害が生じた場合は、受注者が賠償の責を負うものとする。
- 第10条 発注者は、天変地変、その他不測の事態により業務を行うことが不可能になった場合は直ちに受注者に通知するものとする。
- 第11条 発注者は、必要に応じて受注者と協議のうえ業務の一部または全部を一時中止することができるものとする。
- 第12条 発注者または受注者が契約を解除しようとするときは、2ヶ月前までに書面をもって予告しなければならない。
- 第13条 契約保証金は免除する。
- 第14条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第15条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者
吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
理事 中谷 和彦

受注者